

# 通商産業省

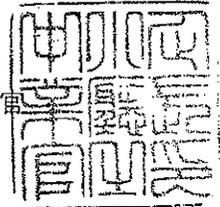
平成12・03・16企庁第2号  
中 小 企 業 庁

「中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条の規定に関する解釈について」を次のように定める。

なお、「中小小売商業振興法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の認定の基準及び同事務処理要領」（平成3年10月1日付け3企庁第1867号）については廃止する。

平成12年4月3日

中小企業庁長官



中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条の規定に関する解釈について

中小小売商業振興法第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令第9条の規定に関する国の解釈は以下のとおりであるので、計画の認定事務等の運用に当たっての参考とされたい。

第1 法第4条第1項から第3項及び第6項の規定に基づく高度化事業計画の内容について

1. 法第4条第1項の規定に基づく商店街整備計画

商店街整備計画は、中小小売商業者等が協力して、次のような事業を実施することにより、小売機能の総合的整備、合理的かつ安全な商業街区の形成、アーケード、街路灯、多目的ホール、イベント広場、駐車場等組合員及び一般公衆の利便に供し、商店街の環境の改善を図るための非収益的な共同施設（以下「環境施設」という。）の整備等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買物の場を提供することを内容とする。

(1) 商店街改造事業

商店街を形成する中小小売商業者等が商店街の大部分の区域において店舗等を新設又は改造するとともに、必要に応じ当該中小小売商業者等が組織する商店街

振興組合等が（２）に規定する事業を併せて実施し、魅力ある商業集積を形成する事業をいう。

## （２）共同施設事業

商店街を形成する中小小売商業者等が組織する商店街振興組合等が販売、購買、保管、運送、検査その他組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）の事業を協同して行うための共同施設を設置する事業又は環境施設を設置する事業をいう。

### 2. 法第４条第２項の規定に基づく店舗集団化計画

店舗集団化計画は、中小小売商業者等が協力して店舗等を一の団地等に集団して設置し、計画的に新たな商店街を形成することにより、魅力ある商業集積としての機能を適切に発揮し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買い物場を提供することを内容とする。

### 3. 法第４条第３項の規定に基づく共同店舗等整備計画

共同店舗等整備計画は、中小小売商業者等が協力して店舗又はこれに附帯する倉庫、駐車場等の施設若しくは店舗の設備を設置し、当該店舗にその事業を集約化することにより、小売機能の総合化、顧客吸引力の増大等を実現し、その経営の近代化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適な買い物場を提供することを内容とする。

### 4. 法第４条第６項の規定に基づく商店街整備等支援計画

商店街整備等支援計画は、中小小売商業者と地方公共団体等が協力して商店街整備等を支援する機構を設立し、多目的ホール、イベント広場、駐車場、共同店舗等の施設を整備することにより、魅力ある商業集積を形成し、中小小売商業者の存立基盤の強化とこれら事業の円滑化を図りつつ、併せて消費者に便利かつ快適なものであって地域のコミュニティの活性化に資する場を提供することを内容とする。

## 第２ 法第４条第１項、第２項及び第６項に規定する「設置する事業」並びに法第４条第３項に規定する「設置の事業」について

1. 「設置」には、新設のほか、既存の施設又は設備の取得（その立地及び建物の構造が振興指針の趣旨に照らして適切なものに限る。ただし、法第４条第３項及び第６項に規定する店舗又は共同店舗を取得する場合にあっては、既に当該建物を賃借している者がその買取りのみを目的としていると認められるものを除く。）並びに既存施設の改造（増築、改築又は屋根、柱、壁その他の主要構造物の改善）が含まれる。

2. 「設置する」並びに「設置の」とは、認定を受けた計画に基づき事業に着手するものをいう。

ただし、防災その他の理由により緊急に事業に着手しなければならないと認められる場合であって、事業者よりあらかじめ当該事業に関する計画が提出されているものは、この限りでない。

## 第３ 法第４条第１項に規定する「商店街の区域」について

「商店街の区域」とは、小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識され

ている区域であって、その中に人又は車が常時通行できる道路を包含するものをいう。

第4 法第4条第2項に規定する「一の団地」及び「集団して」について

「一の団地」とは、顧客の利便の確保の観点や小売商業の事業形態等から考えて、機能的に一体とみるべき敷地を指す概念であり、通常は一区画内の土地をいうが、道路、河川等により二分されている場合であっても、商業集積としての連続性や商業環境の保全の事情を勘案してこれらが密接な関連があり、有機的に一体関係にあると認められるものについても「一の団地」と解する。

また、「集団して」とは、複数の店舗を一体として機能するよう、計画的に近接させること又はそのような状態であることをいう。

第5 法第4条第3項各号に規定する「店舗」及び「共同店舗」について

完全に一つの小売店舗として機能するものであって、「店舗」とは、主として小売業等を営む事業者に係る場所であって、当該事業者が自ら当該「場所」を所有するもの（使用権を有する場合を含む。）をいい、「共同店舗」とは、複数の小売業を営む事業者のために整備され、統一的に運営される店舗であって、当該事業者以外の者（組合等）が所有するものをいう。

第6 政令第2条（商店街整備計画の認定の基準）第3号から第5号について

1. 第3号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

(1) 当該商店街振興組合等の組合員等のおおむね3分の2以上が商店街整備事業を実施しようとする商店街の区域に店舗を有するものであること。

ただし、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業その他の都市計画事業の一環として商店街改造事業が行われる場合にあっては、この限りでない。

(2) 当該商店街を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。

(3) 共同施設を整備する場合は、当該商店街の規模に対してその施設が適正な規模であること。

(4) 業務の集約化のために必要な共同施設（環境施設を除く。）については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね2分の1以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。

(5) 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。

2. 第4号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲げるものをいう。

(1) 商店街改造事業については、計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後4年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる

事業であつて、上記の事業の進捗状況が当該商店街改造事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。

(2) 共同施設事業については、計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であつて、上記の事業の進捗状況が当該共同施設事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。

(3) 商店街改造事業については、組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。

(4) 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、商店街振興組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

3. 第5号に規定する「当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗その他の施設を新設し、又は改造する事業にあつては、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その他の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が3分の2以上であり、かつ、当該組合員又は所属員の2分の1以上（通商産業省令で定める場合にあつては、当該組合員又は所属員のうち通商産業省令で定める数以上の者）が当該事業に参加すること。」とは以下に掲げるものをいう。

(1) 「店舗その他の施設」とは、組合員等の店舗、倉庫、事務所等の事業活動の施設を指し、商店街振興組合等の共同施設は含まない。

(2) 敷地面積の合計の算定にあつては、商店街振興組合等の共同施設を含まないものとする。また、郵便局、銀行等公共的な機関で商店街整備事業を推進する上においてその対象とすることが直接に必要なと認められないものを除くことができる。

(3) 当該事業に参加する組合員等には、当該商店街の区域において借店舗で事業を行っている又は行う予定の組合員等（いずれも中小企業者であるものに限る。）であつて、次の①又は②に該当する者を含むものと解する。

①認定計画に従つて新設し、又は改造した店舗を自己の事業の用に供するため取得する者

②商店街改造事業の実施後、認定計画に従つて新設し、又は改造した店舗を長期間にわたり自己の事業の用に供するために賃借する者（この場合において新設し、又は改造した店舗は、賃借人である中小企業者の経営の近代化に資するものでなければならない。）

#### 第7 政令第3条（店舗集団化計画の認定の基準）第3号及び第4号について

1. 第3号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

(1) 当該団地を含む地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。

(2) 共同施設を整備する場合は、当該団地の規模に対してその施設が適正な規模で

あること。

(3) 業務の集約化のために必要な共同施設（環境施設を除く。）については、当該共同施設を利用する組合員等の割合がおおむね2分の1以上であり、当該共同施設に係る一組合員の利用割合が過半数を占めるものでないこと。

(4) 環境施設については、設置後の維持管理の責任者が明確になっており、維持管理費の調達が確実であること。

2. 第4号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲げるものをいう。

(1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該店舗集団化事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。

(2) 組合員等の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。

(3) 資金の調達方法が確実なものであり、かつ、事業協同組合等又はその組合員等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

第8 政令第4条（共同店舗等整備計画の認定の基準）第1項第3号から第5号、同条第2項第3号から第6号及び同条第3項第3号から第7号について

1. 第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切なものであること」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

(1) 当該計画に基づいて共同店舗等又は店舗等が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。

(2) 共同店舗又は店舗と一体的に駐車場、倉庫等の附帯施設を整備することを計画の内容とする場合には、当該店舗の規模に対してこれら附帯施設が適正なものであること。

2. 第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲げる内容をいう。

(1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該共同店舗等整備事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。

(2) 共同店舗等整備事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。

(3) 当該共同店舗等又は店舗等の設置に要する費用について参加者に求める負担額

の算出の基準が各参加者に対して公平かつ適切であること。

(4) 資金の調達方法が組合若しくは組合員又は合併会社等の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

3. 第2項第5号、第3項第5号及び第3項第6号に規定する「主として小売業に属する事業の用に供される」とは、設置される施設（階段等の共用部分及び環境施設を除く。）の全体の床面積のうち、小売業に属する事業のために使用される床面積の占める割合が2分の1以上であるものをいう。

4. 第1項第6号、第2項第6号及び第3項第7号に規定する「当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が通商産業省令で定める面積以上であること。」とは、小売業を営む者が顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）が通商産業省令で定める面積以上であることをいう。

#### 第9 政令第8条（商店街整備等支援計画認定の基準）第1号、第2号及び第4号口について

1. 第1号に規定する「法第4条第7項第1号に掲げる事項が振興指針に照らして適切であるもの。」のうち、以下の事項については特に留意すべきものと解する。

(1) 当該計画に基づいて施設又は設備が設置される地域に関する診断・調査が実施されている場合には、当該診断・調査の内容が事業の内容に反映されたものであること。

(2) 当該計画に基づいて設置される共同店舗は、豊富な品揃え等による小売機能の総合化を目指して統一的に運営されるものであること。

2. 第2号に規定する「法第4条第7項第2号及び第3号に掲げる事項が当該事業を確実に遂行するために適切なものであること。」とは以下に掲げる内容をいう。

(1) 計画の認定後1年以内に着工し、かつ、着工後2年以内に完工する見込みがあること。

ただし、市街地再開発事業、区画整理事業等のその他の事業と併せて行われる事業であって、上記の事業の進捗状況が当該商店街整備等支援事業の実施期間に影響を与える場合等特別な事情がある場合には、この限りでない。

(2) 商店街整備等支援事業の参加者の売上高、資産等に比べて事業遂行に必要な資金額が過大でないこと。

(3) 資金の調達方法が特定会社又は公益法人の財務内容を著しく悪化させ、経営を不安定にするおそれがないこと。

3. 第4号口に規定する「当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分の床面積が第4条第1項第6号の通商産業省令で定める面積以上であること。」とは、小売業を営む者が顧客に対して物品を販売するために使用する部分の面積（売場間の通路を含む。）が通商産業省令で定める面積以上であることをいう。

#### 第10 政令第9条（認定計画の変更等）について

1. 第1項に規定する「変更」には、政令第2条から第8条の基準を満たし、かつ当該

認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正は含まれないものと解する。

2. 第2項に規定する「高度化事業を実施していないと認める」判断は以下によるものをいう。

- (1) 認定計画の全部又は一部が実施されず、かつ、当該高度化事業の実施期間中に当該高度化事業が実施される見込みがなく、その結果認定基準に適合しなくなると認めるとき。
- (2) 高度化事業の内容が大幅に変更されたにもかかわらず、認定計画の変更の認定を受けず、その結果、認定基準に適合しなくなると認めるとき。
- (3) 認定計画の記載事項に虚偽の記載があることが見出され、当該認定計画に基づく高度化事業の実施に対する助成を行うことが適切でないと認めるとき。